十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成五十九年六月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年八月十日

○財務省告示第二百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月三十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百四十三回及び第百四十六回）、利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十八回、第二十二回、第五十回、第五十一回及び第五十二回）及び利付国庫債券（四十年）（第五回、第七回、第八回及び第九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で三千九百八十二億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千七百七十四億八千二百六十八万四千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年八月三十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\frac{\text{残存年数}}{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成五十九年六月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年八月二十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年八月二十九日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年八月三十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百四十三回）	一・六％	平成四十五年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十六回）	一・七％	平成四十五年九月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	三十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第五十回）	〇・八％	平成五十八年三月二十日	百七十四億円
利付国庫債券（三十年）（第五十一回）	〇・三％	平成五十八年六月二十日	四百七十七億円
利付国庫債券（三十年）（第五十二回）	〇・五％	平成五十八年九月二十日	二千三百九十一億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	十億円
利付国庫債券（四十年）（第七回）	一・七％	平成六十六年三月二十日	六十九億円
利付国庫債券（四十年）（第八回）	一・四％	平成六十七年三月二十日	四百二十億円
利付国庫債券（四十年）（第九回）	〇・四％	平成六十八年三月二十日	三百三十一億円

○財務省告示第二百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年九月十二日